

刑 法 (配点 60 点)**【問題】**

以下の【設例】を読んで、甲及び乙の罪責を検討しなさい（ただし、特別法違反の点は除く）。

【設例】

- 1 甲は、令和4年10月22日の夜、中学校時代の同級生である乙、A女及びB、Cとともに、近く海外留学するA女を送別するために集まり、Xビルの2階に位置しているファミリーレストランYで食事をし、翌23日午前1時30分頃、Yとは通りを隔てた反対側にあるZ通り前の歩道上に5名が広がって雑談をしていた。
- 2 すると、そこへ酩酊状態になって通りかかったVが、Xビル1階に位置しているYの駐車場に駐車してあった乙の乗用車のテレビ用アンテナに上着を引っ掛け、これを無理に引っ張ってアンテナを曲げておきながら、何ら謝罪等をしないまま通り過ぎようとした。不快に思った乙は、Vに対し、「ちょっと待て。」と声をかけたが、Vは、険しい表情で甲らに近づき、「おれにガンをつけたのはだれだ。」と強い口調で告げた。すると、乙が「おれだ。」と答えたため、Vはいきなり乙に掴みかかろうとしたが、乙がひらりと身をかわしたので、乙の代わりに乙の前にいたA女の長い髪を掴み、付近を引き回す等の乱暴を始めた。
- 3 それを見た甲、乙、B及びC（以下「甲ら4名」という。）は、A女の髪からVの手を放させようとして、こもごも、Vの腕、手等に掴みかかった。その際に、乙が、Vの顔面や身体を殴る蹴る等し、甲も、Vの脇腹や肩付近を二度ほど足蹴にした。しかし、Vは、その間もA女の髪を放そうとせず、乙の胃の辺りを蹴ったり、もう片方の手で乙のワイシャツの胸元を破いたりした上、A女の髪をつかんだまま、Z通り（車道幅員約16.5メートル）を横断して、向かい側にあるXビル1階駐車場の入口付近までA女を引っ張って行った。甲ら4名は、なおもVの後を追いかけて行き、Vの手をA女の髪から放させようとして、乙がVに対して殴る蹴る等の行為を行い、甲がVの背中を一回足蹴にしたところ、Vもこれに応戦して反撃を行う等した。なお、この際、甲ら4名が行った攻撃により、Vは何ら傷害を負っていなかった。
- 4 VがXビル1階駐車場の入口付近にまで至り、前記3の事実の経過を経て、ようやくVはA女の髪から手を放したものの、近くにいた甲ら4名に向かって、「馬鹿野郎」と悪態をつき、なおも甲ら4名に対してファイティングポーズを構え、応戦する氣勢を示しながら、後ずさりをするようにしてXビル1階駐車場の奥の方向に移動したので、Vの悪態に立腹した乙及びBは、Vを追い詰めるようにVを追って行き、甲及びCは、乙及びBに付き従う形で同行し、その結果、4名がほぼ一団となる形でVを追っていく流れとなったが、甲は、Vに謝罪させるためにVに接近しているものと認識していた。その

間、Xビル1階駐車場中央付近において、Bが、応戦の態度を崩さないVに手拳で殴りかかったが、Vが身をかわしたので、再度Bが殴りかかろうとしたところ、Cが「おい、これ以上やめとけ。警察に通報しよう。」と言いながらこれを制止した。すると、Xビル1階駐車場の奥で、今度は乙がVに殴りかかろうとしたため、再びCが乙とVの間に割って入って同様に制止した。また、その間、A女はXビル1階駐車場入口付近で泣きながらうずくまっていた。

- 5 VがXビル1階駐車場の奥に至り、甲ら4名も同所付近に至った直後、乙がVに飛びかかってVの顔面を手拳で殴打した。すると、Vは仰向けに転倒して駐車場のコンクリート床に頭部を打ちつけたため、これによりVは入通院加療約7か月半を要する外傷性小脳内血腫、頭蓋骨骨折等の傷害を負った。

なお、VがA女の髪から手を放したXビル1階駐車場入口付近から乙の殴打により転倒した地点までの距離は、20メートル足らずであり、この間の移動に要した時間も短時間であった。

以上